



新・介護保険 を考える 11

—2015年度特別養護 老人ホームの改定—

理事長 鈴木 恂子



1997年12月の国会で介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。発足当初「走りながら考える」と言われた通り、3年ごとに制度が変更し、2015年は6回目の制度改定です。介護保険料やサービスごとの供給量は保険者となる区や市（自治体）ごとに定めることになっていきますので、各自治体ごとに介護保険事業計画を策定します。国の制度改正にそって策定される事業計画も今年第6期の計画となります。

第6期の大きなテーマは介護保険の給付対象者を原則要介護者に限定して、要支援となった方は医療系のサービスを除き、利用の多い訪問介護や通所介護は各自治体の「新しい総合事業」からサービスが提供されるしくみへの変更です。併せて、元気な高齢者が積極的に地域の支える力となることが期待されています。

新しい総合事業への移行は、各自治体ごとに2015年度から2017年度までに実施することになっています。ちなみに当法人の事業所が所在する千代田区は2015年度から、府中市は2017年度から実施予定とのこと。

このテーマは後日にして、今回は特別養護老人ホーム（特養）の改定（改正）のうち内容が明らかになっている事項をご紹介します、これからのあり方をご一緒に考えてみたいと思います。

介護保険法「介護老人福祉施設」
 八条
 1、25（省略）
 26 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所員が三十人以上であるものに限る。以下、この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

老人福祉法
 （特別養護老人ホーム）
 第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。
 （老人ホームへの入所等）
 第十一条
 一（省略）
 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

改正のポイント		改正の理由	解説	問題点と提案															
1	入所者を原則要介護3以上とする。ただし要介護1、2の方のなかで要件を満たす場合は特例入所者として入所を認める。	<ul style="list-style-type: none"> 要介護3～5の入所申込者は従前通りの取扱い。 要介護1、2の方が入所を申し込むこと自体は妨げないが、「入所判定対象者」になるためには「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」が必要。その判断の際には、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等を実施。 <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症であること ②知的障害・精神障害を伴うこと ③深刻な虐待が疑われること ④単身・高齢世帯で家族からの支援や地域の介護サービスが不十分であること 	<p>ア 在宅から直接特養へ入所する方は少なく、老人保健施設や有料老人ホーム、グループホームなどの入所系の施設から特養へ入所される方がほとんどです。</p> <p>イ 有料老人ホーム、グループホームから特養へ入所される方は、経済的負担が重く、特養に移る方が多いという現実です。</p> <p>ウ 特養入所者のうち、10～20%が軽介護（要介護1～2）の方です。軽介護でも生活支援や食事提供がないと在宅生活は継続できません。</p> <p>エ かつての特養では、居住や食事は老人福祉施設における生活保障として税を財源とする措置費で提供されていました（所得に応じた応能負担がありました）。介護保険制度発足時は、現行制度を吸収してスタートしましたが、3年後の見直しで、2003年度から居住費（個室・室料、多床室・光熱水費）、食事提供費（当初食材費相当分780円でしたが、1,380円）が利用者負担になりました。</p> <p>【基準：第4段階】 多床室：一日320円、月約10,000円 食事：一日1,380円、月約42,000円 低所得者に対し、補足給付により負担が軽減されました。</p>	<p>・平成22年度事業所調査（介護給付分科会 2014年10月29日資料）で特養入所者52万人の所得段階別内訳は、下記のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>第4段階</th> <th>不詳</th> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>57%</td> <td>16%</td> <td>18%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">79%</td> <td>18%</td> <td>3%</td> </tr> </table> <p>この結果から、特養入所者52万人のうち、第1～3段階の方が79%（41万人超）であり、約8割の方が補足給付の対象となります。</p> <p>有料老人ホームはもとより、グループホーム、サービス付き高齢者住宅はいずれも月額20万円超の負担を伴います。そのため多くの老齢基礎年金層や月額8万円以下の年金受給者層が介護や生活支援が必要になったとき、安心して暮らせる場は特養しかないのが現状です。</p> <p>かつて老人福祉法では住むこと、食べることが保障されていた特別養護老人ホームでした。特養が介護老人福祉施設になり、食事・排泄・入浴などの世話を中心とする介護サービス提供施設となり、住まいや食べることは保障の対象外、即ち自己負担へと変化しました。しかし入所者の実態から基準額の負担ができない方が多いため「補足給付」という軽減措置がとられました。</p> <p>介護の保険に、生活の保障を求めることには限界があり、制度改正のたびに揺れています。</p> <p>居住と食事をはじめとする生活支援、そして介護の保障、すべてをトータルに提供しているのが、特別養護老人ホームです。地域包括ケアシステムは在宅に施設なみのサービスをともいわれています。理念を具現化した施設ともいえます。加えて所得の少ない高齢者も安心して暮らせる施設として、老人福祉法を形骸化せず特養を再構築したいものです。</p>	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	不詳	6%	57%	16%	18%	3%	79%			18%	3%
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	不詳															
6%	57%	16%	18%	3%															
79%			18%	3%															
2	補足給付の見直し。保険料段階のうち、第1、第2、第3の方の居住費、食費の負担を軽減するために「補足給付」が設定されているが、対象者の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。 単身1,000万超、夫婦で2,000万円超の預貯金を保有する場合、対象外とする。 世帯分離して配偶者が課税されている場合 非課税年金（遺族年金・障害年金）も支給段階の判定に含む。 																	
3	一定所得（年280万円以上）ある利用者の利用料負担を1割から2割に変更する。	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるために、相対的に負担能力のある一定以上の所得のある方の自己負担割合を2割とする。 被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合280万円以上）を基本として政令で定める。 実際に影響受けるのは、在宅利用者の15%、特養入所者の5%程度と推計している。 																	
【※1 参考：保険料段階】																			
第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 等																			
第2段階：市町村民税世帯非課税、本人の年金収入80万円以下																			
第3段階：市町村民税世帯非課税、本人の年金収入80万円超																			
第4段階：市町村民税課税（例えば、夫婦2人世帯で、本人年金収入211万円超）																			
		補足給付適用																	
保険料段階※1		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階														
多床室		0	10,000	10,000	10,000														
食事		10,000	12,000	20,000	42,000														
利用料 ※2		15,000	15,000	25,000	27,000														
		基準額																	
※2 利用料は要介護5の場合の1割負担																			

（編集：法人事務局 青木 志乃）